

「民法(債権関係)改正」学習会

法務省では、平成18年から「民法(債権関係)改正」を検討しています。判例理論の明文化や、実際の手続等との整合性をはかることで、現在の事案に合う、わかりやすい民法をめざしています。

また、消費者基本計画にも、施策番号42番「消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します」と、記されています。

今回の学習会は、消費者にとっての「民法(債権関係)改正」とは何か、という基本的な内容を理解することを目的としています。

消費者団体の皆さんの積極的なご参加をお願いいたします。

記

日時： 5月13日(金) 18:30~20:30

会場： 主婦会館プラザエフ5F会議室

参加費： 無料

内容：

1. 「民法(債権関係)改正」について

講師 消費者庁企画課企画官 加納 克利さん

* 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員

岡田ヒロミさん(消費生活専門相談員)からも、
ご説明やご意見をいただく予定です。

2. 質疑応答

*お問い合わせ 全国消団連 担当 依光/菅原

TEL: 03-5216-6024 FAX: 03-5216-6036

E-mail michiyo.yorimitsu@shodanren.gr.jp

5月13日(金)「民法(債権関係)改正」学習会

参加申込み用紙

FAX: 03-5216-6036

ご所属	お名前	ご連絡先
		TEL
		E-Mail
		TEL
		E-Mail